

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」**第 2 部 病院会計制度概論****第 6 章 貸借対照表の内容 2 負債の部****6-3 固定負債****6-3-1 固定負債の分類**

固定負債の主なものは、長期借入金、社債および長期の負債性引当金である。

【企業会計原則】

企業会計原則は固定負債について次のように定めている。

第 3 貸借対照表原則**【固定負債の内容】**

B 社債、長期借入金等の長期債務は、固定負債に属するものとする。

引当金のうち、退職給与引当金、特別修繕引当金のように、通常一年をこえて使用される見込みのものは、固定負債に属するものとする。

【病院会計準則】

病院会計準則は固定負債について次のように定めている。企業会計原則との間に大きな差異はない。

第 3 章 貸借対照表原則**第 19 貸借対照表科目の分類****3. 負債**

(2) 長期借入金、その他経常的な活動以外の原因から生じた支払手形、未払金のうち、期間が 1 年を超えるものは、固定負債に属するものとする。

引当金のうち、退職給付引当金のように、通常 1 年を超えて使用される見込みのものは、固定負債に属するものとする。

【病院会計準則】

固定負債について、病院会計準則「別表 勘定科目の説明」は次のように説明している。

※「別表 勘定科目の説明」の内容については、次回掲載予定となります。

救急医療の在り方 救急救命士の活用拡大

高齢者の増加や熱中症などの要因もあり、毎年救急車の搬送台数が増加しています（平成 3 年から平成 30 年の 30 年間で救急出動件数は 2 倍）。救急の現場でも増加する救急患者に対応を行っていますが、厚生労働省でも救急や災害医療に関する体制について議論が重ねられています。中でも、「救急救命士」の活用範囲の拡大や資質向上などが具体的に検討されています。

◆救急救命士の状況

- 救急救命士の登録者数は約 6 万 1,000 人（令和元年 10 月時点）、救急救命士資格を保有している消防職員数は約 3 万 8,000 人（令和元年版救急・救助の現況 総務省消防庁）。

- 消防機関に所属する救急救命士が行う特定行為等* の実施状況は、平成 30 年には約 23 万件。

*「特定行為等」：除細動、器具を用いた気道確保、静脈路確保、薬剤（アドレナリン）投与、血糖測定、ブドウ糖溶液投与、自己注射が可能なアドレナリン製剤使用

「処置範囲拡大された行為」：平成 16 年から処置範囲が拡大されてきた行為（気管挿管、薬剤（アドレナリン）投与、血糖測定、ブドウ糖溶液投与、心肺機能停止前輸液）

◇救急救命士の活用拡大の具体的な内容

- 救急救命士が医療機関内で救急救命処置が可能な場は、従来の「病院前まで」から延長して「救急外来まで」とする

- 「救急外来」で救急救命処置が実施可能な対象者は、重度傷病者とする

- 「救急外来」で実施可能な救急救命処置は、「救急救命処置の範囲について」*で規定されている項目とする

*「救急救命処置の範囲について」（平成 26 年 1 月 31 日医政指発 0131 第 1 号）

- 医療機関に所属する救急救命士に対する指示は、当該診療にあたっている医師から受けるものとする

- 救急救命士の資質及び救急救命士が行う業務の質の担保を目的として、院内委員会を設置

- 医療機関に所属する救急救命士に対して、以下の研修を行うこと。

【医療機関就業前に必須となる研修】

医療安全 感染対策 チーム医療

【必須ではないが、救急救命士の資質及び救急救命士が行う業務の質の確保のために、研鑽的に必要な研修】

救急救命処置行為に関する研修 医行為に該当しない事務作業等 など

<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)